

# 全疾病団信(がん50%保障)

# 住宅ローン

## 自然災害時返済支援特約

全疾病・自然災害時返済支援特約付き住宅ローンで  
将来の住宅ローン返済も安心！



死亡・  
高度障害

住宅ローン残高が

0円

がん

がんと診断確定された場合

▶ 住宅ローン残高の50%を保障

がんで就業不能状態  
となった場合

▶ 每月の住宅ローン返済額を保障  
(最長12か月)

就業不能状態が12か月を  
超えて継続した場合

▶ 住宅ローン残高が

0円

8大疾病  
(がん除く)

8大疾病(がん以外)で  
就業不能状態となった場合

▶ 每月の住宅ローン返済額を保障  
(最長12か月)

就業不能状態が12か月を  
超えて継続した場合

▶ 住宅ローン残高が

0円

病気や  
ケガ  
(8大疾病以外)

8大疾病以外の病気やケガで  
就業不能状態となった場合

▶ 每月の住宅ローン返済額を保障  
(最長24か月)

就業不能状態が24か月を  
超えて継続した場合

▶ 住宅ローン残高が

0円



### 自然災害時返済支援特約

対象の住宅が自然災害により損害を受けた場合  
6か月分のローン返済額を免除(払い戻し)

※地震、噴火、津波を直接または間接の原因とするご自宅の罹災は除きます。

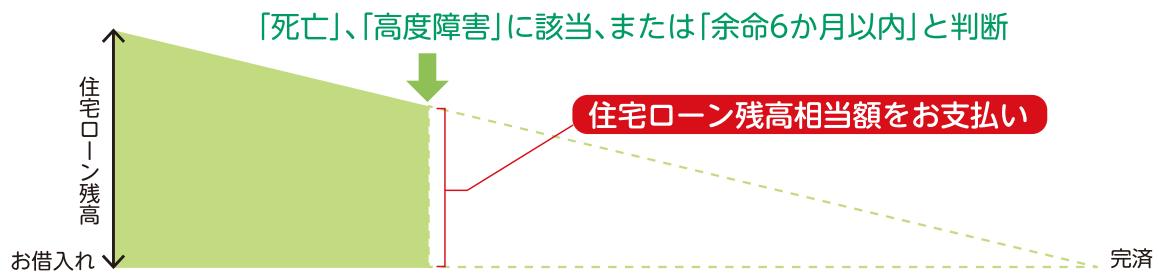
台風(風災) 豪雨  
洪水 落雷  
ひょう災・雪災



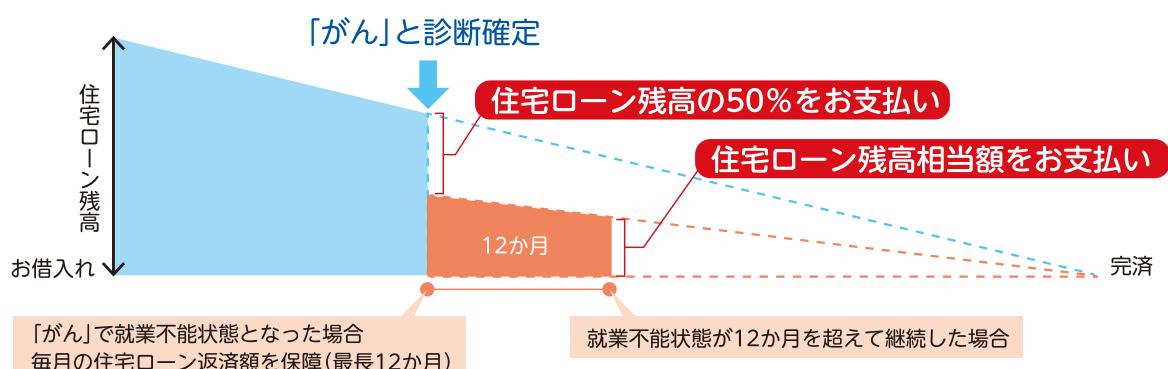
名古屋銀行

# 保・障・内・容

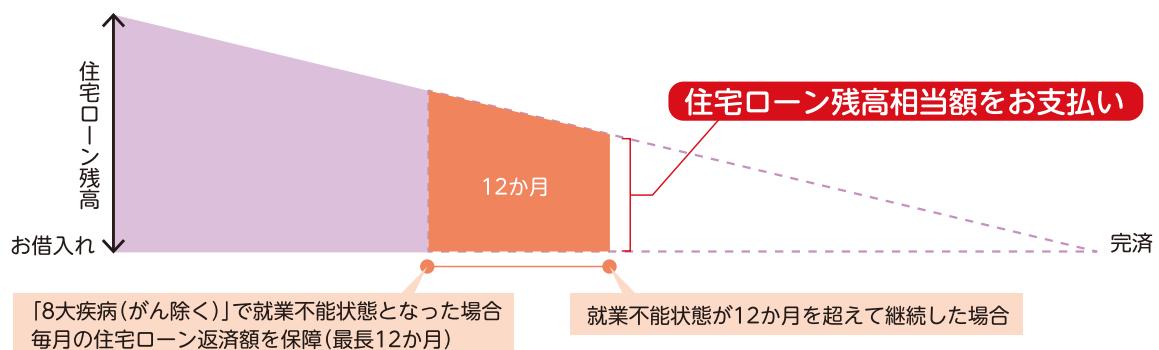
## 死亡・ 高度障害



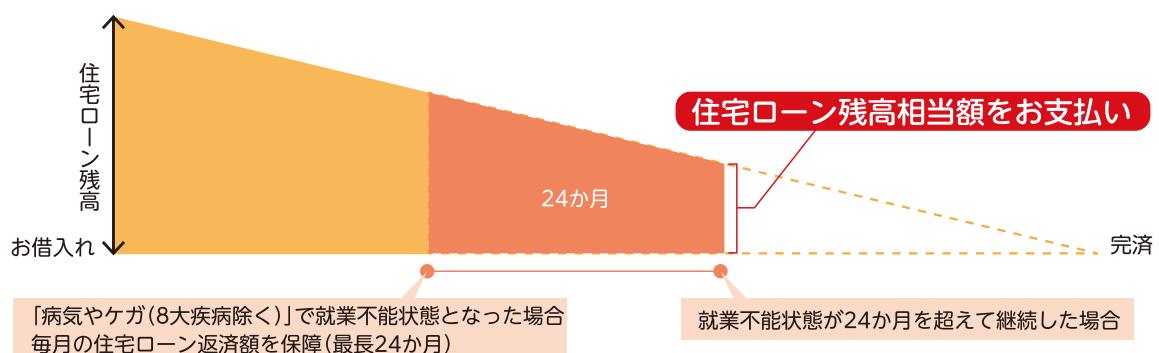
## がん + 就業不能



## 8大疾病 (がん除く) による 就業不能



## 病気やケガ (8大疾病除く) による 就業不能



### 【?】「8大疾病」とは？

がん・急性心筋梗塞・脳卒中・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎を指します。

### 【?】「就業不能」とは？

ケガおよび病気(以下「身体障がい」)を被った結果、その身体障がいの治療のため「被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態」をいいます。

**対象** 「就業不能」に該当し、保険金のお支払いの対象となります。

**【例】** 肝硬変を発症したことにより、継続して入院している場合。  
⇒一般に入院中は「いかなる業務にもまったく従事できない状態」に該当しますが、医師の指示による自宅療養も就業不能状態に該当する場合があります。

**対象** 「就業不能」には該当せず、保険金のお支払いの対象となりません。

**【例】** 工事現場作業員で現場作業に従事することはできないが、内勤で事務作業であれば可能な場合。  
**【例】** 終日の業務は難しいので、午前中は休んで午後のみ就業している場合。  
⇒いずれも「いかなる業務にもまったく従事できない状態」には該当しません。

さらに！  
全疾病団信にご加入の  
お客さま限定！

# 自然災害時返済支援特約をご利用いただけます！

「自然災害時返済支援特約」  
とは…

ご自宅が罹災した場合、罹災の程度に応じて、  
住宅ローンのご返済を一部免除(払い戻し)いたします。



約定返済6回分を免除(払い戻し)

## 免除(払い戻し)イメージ



毎月の元金および約定利息のご返済(ボーナス返済含む)を免除(払い戻し)いたします。一部繰上返済等、随時のご返済は含まれません。

・一括払い戻し①…免除対象期間にご返済済みの約定返済額(元金および約定利息)相当額を、罹災証明書ご提出翌月の銀行所定日に一括で払い戻し。

・一括払い戻し②…①を払い戻し後に免除期間が残る場合は、①で払い戻した期間分を差引いた期間分について約定返済額(元金および約定利息)相当額を、免除対象期間終了後の翌月の銀行所定日に一括で払い戻し。

※住宅ローンの約定返済を停止するものではなく、ローン契約に基づき約定返済を行っていただいた後に、所定の約定返済額(元金および約定利息)相当額をお客さまの返済用口座へ払い戻す形式となります。

## 罹災状況の程度の目安

	「全壊」(「全焼」「全流出」を含む)	「大規模半壊」	「半壊」(「半焼」を含む)
建物の主要部分の損害割合	50%以上	40%~50%未満	20%~40%未満

※「一部損壊」は対象外

## 対象となる自然災害

身近な自然災害に  
備えることができます！



台風(風災)

豪雨

洪水

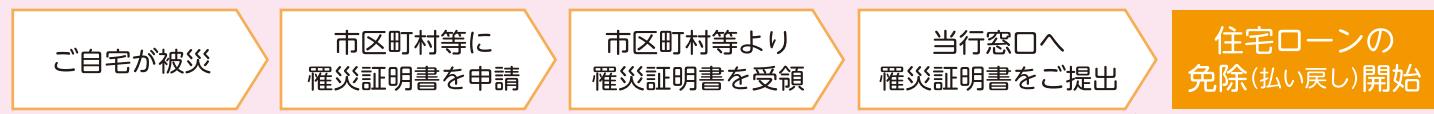
ひょう災・雪災

落雷

※地震、噴火、津波を直接または間接の原因とするご自宅の罹災は除きます。

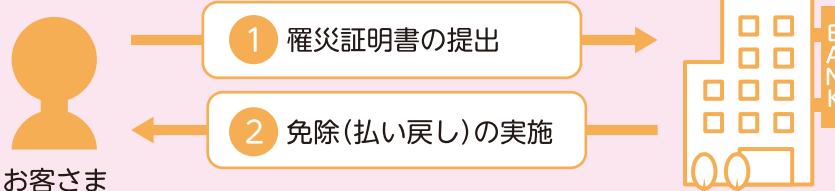
## ご自宅が罹災した場合の手続き

罹災日から2年後の応当日までに罹災証明書をご提出ください。なお、市区町村等により申請書・罹災証明書の書式や、申請にあたっての必要書類等が異なりますので、くわしくは市区町村等へお問合せください。



罹災日から2年後の応当日までに罹災証明書をご提出ください。

## 免除(払い戻し)手続きの流れ



※罹災証明書をご提出いただいた後、当行で所定の手続きが必要となりますので、免除(払い戻し)の実施までには、一定の期間が必要となります。

## 全疾病団信(がん50%保障)の概要

※ここでの概要説明は、当行が保険契約者として住宅ローンをご利用される方のために行うもので、保険募集のための説明ではありません。

対象となる住宅ローン	スーパー住宅ローン・株名古屋カードまたは中日本総合信用株保証付きの住宅ローン	
ご利用いただける方	ご融資実行時満18歳以上~50歳以下、ご完済時年齢80歳未満の方	
上乗せ金利	住宅ローン基準金利に年0.1%上乗せ	
保険名称 引受保険会社	がん診断保険金特約・リビング・ニーズ特約付き団体信用生命保険(三井住友海上あいおい生命保険株式会社) 三大疾病および重度慢性疾患のみ補償特約・債務線上返済支援特約セット就業不能信用費用保険(三井住友海上火災保険株式会社) 三大疾病および重度慢性疾患補償対象外特約・債務線上返済支援特約セット就業不能信用費用保険(三井住友海上火災保険株式会社) ※この保険制度は生命保険と損害保険で構成されています。	
責任開始日	融資実行日または保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い日	
項目	保障内容	概要
死亡 高度障害 リビング・ニーズ特約	ローン残高の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険期間中に死亡されたとき。</li> <li>●責任開始日以降に生じた傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき。</li> <li>※対象となる高度障害状態の詳細は、お申込み時に渡しする「被保険者のしおり」をご確認ください。</li> <li>●保険期間中に余命が6ヶ月以内と判断されるとき。(医師が記入した診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が判断します。)</li> </ul>
悪性新生物(がん)	ローン残高50%の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が責任開始日以後、保険期間中に悪性新生物(がん)に初めて罹患し、医師により悪性新生物(がん)と診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。</li> <li>●責任開始日前に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定されていたとき。</li> <li>●責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき。</li> <li>●責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)の再発・転移等と認められるとき。</li> <li>※上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては、お支払い対象外です。</li> <li>対象となる悪性新生物(がん)の詳細は、お申込み時に渡しする「被保険者のしおり」をご確認ください。</li> </ul>
8大疾病(がんを含む) による就業不能	毎月の住宅ローン返済額を 保障(最長12か月)	[3大疾病および5つの重度慢性疾患]の治療のため入院していることまたは治療を受けていることにより就業不能となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来したとき。ただし、待期間(責任開始日から3か月)は保険金はお支払いいたしません。
	ローン残高の保障	[3大疾病および5つの重度慢性疾患]により就業不能状態となり、その状態が12か月を超えて継続したとき。ただし、待期間(責任開始日から3か月)は含みません。
病気やケガ(8大疾病除く) による就業不能	毎月の住宅ローン返済額を 保障(最長24か月)	[3大疾病および5つの重度慢性疾患]以外の病気やケガの治療のため入院していることまたは治療を受けていることにより就業不能となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来したとき。ただし、待期間(責任開始日から3か月)は保険金はお支払いいたしません。
	ローン残高の保障	[3大疾病および5つの重度慢性疾患]以外の病気やケガにより就業不能状態となり、その状態が24か月を超えて継続したとき。ただし、待期間(責任開始日から3か月)は含みません。

## 自然災害時返済支援特約の概要

※本特約は、ローン契約に付帯される「自然災害時返済一部免除約款」であり、保険ではありません。

ご利用いただける方	●全疾病団信にご加入の方
対象となる物件	●建築年月日が1982年1月1日以降の物件      ●借主となるお客さまご本人居住用の物件
対象となる罹災の程度	●全壊    ●大規模半壊    ●半壊    ※一部損壊は免除(払い戻し)の対象となります。
免除(払い戻し)の概要	ご融資対象物件であるご自宅が、自然災害(水災、風災、ひょう災、雪災、落雷を直接もしくは間接の原因とする火災、損壊、埋没、または流出)に罹災した場合に、その罹災の程度に応じて住宅ローンの約定返済額(元金および約定利息)相当額の6回分を一部免除(払い戻し)いたします。
免除(払い戻し)期間	●罹災日以降最初に到来する約定返済日を起点とし、6回分の約定返済が終了するまでの期間
免除(払い戻し)金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>免除(払い戻し)期間中の約定返済額(元金および約定利息)相当額となります。ただし、以下の制限があります。</li> <li>●免除(払い戻し)金額の1か月あたりの上限は、罹災日時点の毎月返済部分の次回約定返済額となります。ボーナス増額返済部分については、罹災日時点のボーナス増額返済部分の次回約定返済額(確定していない場合は、直前のボーナス増額返済部分の約定返済額)が上限となります。</li> <li>●線上返済や適用金利の変更、返済額見直し等いかなる約定返済額変更であっても、免除(払い戻し)金額は上記の上限が適用され、増額はされません。</li> <li>●複数回罹災し、免除(払い戻し)期間が重複する場合は、重複した免除金が払い戻されることはありません。</li> <li>●一部線上返済等、随時のご返済は免除の対象となります。</li> <li>●遅延損害金は、免除(払い戻し)の対象となります。</li> </ul>
免除(払い戻し)方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅ローンの約定返済を停止するものではなく、ローン契約に基づき約定返済を行っていただいた後に、所定の約定返済額(元金および約定利息)相当額をお客さまの返済用口座へ払い戻す形式となります。</li> <li>●罹災日以降の免除(払い戻し)期間中にご返済いただいた約定返済額(元金および約定利息)相当額を、罹災証明書ご提出日の翌月の銀行所定日に一括してお客様の返済用口座へ払い戻しいたします。※場合により、翌々月の銀行所定日に一括して払い戻すこともあります。</li> <li>●罹災証明書ご提出日以降、免除(払い戻し)期間が残る場合は、免除(払い戻し)期間から一括して払い戻した期間分を差引いた期間分について、約定返済額(元金および約定利息)相当額を、免除(払い戻し)期間終了後の翌月の銀行所定日に一括で払い戻しいたします。※場合により、翌々月の銀行所定日に一括して払い戻すこともあります。</li> <li>●罹災日から住宅ローン借入期限までの約定返済回数が免除(払い戻し)期間に満たない場合は、罹災日から借入期限までの回数分に限り、免除(払い戻し)いたします。</li> </ul>
本特約が適用されない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然災害を直接または間接の原因としないご自宅の罹災(例:失火による火災等)</li> <li>●原契約において期限の利益を喪失した場合</li> <li>●市区町村等から罹災証明書が発行されない場合、または正当な理由なく、発行された罹災証明書を罹災日から2年後の応当日までに当行へご提出いただけない場合</li> <li>●本特約に基づく免除を受けるために、お客さま、またはお客さま以外の第三者(免除の全部または一部の適用を受ける法定相続人等)の故意、もしくは重大な過失によって損害が生じた場合または法令違反があった場合</li> <li>●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動により被害に遭った場合</li> <li>●核燃料物質(使用済燃料を含む)または、核燃料物質によって汚染されたもの(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故により被害に遭った場合</li> <li>●地震、噴火、津波を直接または間接の原因とするご自宅の罹災</li> </ul>
本特約の失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本特約の継続・維持が困難となる事由が生じた場合、本特約が失効することがあります。</li> <li>●当行は本特約の継続・維持が困難と判断する日を失効日として定め、借主の届出住所宛てに書面にて通知します。この書面の発送は、失効日の30日前までを目安に行うこととします。</li> <li>●失効日の午後12時までに発生した罹災については、本特約に従い免除(払い戻し)されます。</li> </ul>
免除(払い戻し)された金額 への課税について	本特約に基づき免除(払い戻し)された金額は雑所得として課税されます。免除(払い戻し)された場合には、確定申告が必要となります。お手続等くわしくは税務署へお問合せください。
その他ご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本特約は、所定の自然災害発生時のご融資対象物件の罹災の程度によって、所定の約定返済額相当額を払い戻すものであり、以降の返済を全て免除(払い戻し)したり、約定返済を停止するものではありません。返済用口座の残高が不足すると、約定返済が不能となり延滞となりますので、ご返済資金の入金等にご注意ください。</li> </ul>

●詳しくは、お近くの名古屋銀行 融資窓口にお問合せください。

●お申込みには名古屋銀行所定の審査がございます。審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。なお、審査結果の詳細についてはお答えいたしかねます。

●名古屋銀行では、各種感染予防対策を講じております。ご来店されるお客さまにおかれましては、マスク着用など感染予防にご協力ををお願いいたします。詳しくは、名古屋銀行公式ホームページ「新型コロナウイルスについてのご案内」をご確認ください。

2022年8月1日現在 個人営業部



名古屋銀行

お問合せ先 個人営業部



0120-758-541

受付時間

平日 9:00~17:00

銀行の休業日は除きます